

令和8年2月25日

株式会社高島屋
代表取締役社長 村田 善郎 様
阪急阪神不動産株式会社
代表取締役社長 福井 康樹 様
京阪ホールディングス株式会社
代表取締役社長 平川 良浩 様

京都市長 松 井 孝 治

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

令和7年6月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高島屋京都店
京都市下京区四条河原町西入真町52番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

敷地内駐車場の入口において入庫待ち渋滞を引き起こしている現状に鑑み、届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

（1）現状、誘導員による提携駐車場への案内や、敷地内駐車場奥への引き込み等により、河原町通における入庫待ち滞留の改善に努めているが、これらの取組を今後も継続するとともに、入庫待ち滞留の原因を究明したうえで、直営駐車場の各階に誘導員を配置して駐車場奥や上階に来客車両を案内することや、駐車場の駐車料金及び駐車料金サービスの見直し、新たな近隣直営駐車場の確保といった、

常態化する滞留の解消に繋がる、より効果的かつ新しい取組を実施すること。
(2) 積極的な地域貢献及び社会貢献の取組を通じて、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。

周辺の状況は、北側は四条通を隔てて商業施設、東側は河原町通を隔てて商業施設、西側は商業施設・寺院・墓地、南側はマンション・寺院・教育施設等が立地している。

2 説明会の状況

大規模小売店舗立地法施行規則（以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づく説明会については、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づく説明会開催不要認定を行ったため、規則第11条第2項の規定に基づき届出等の要旨を掲示した。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更は、隔地駐車場である上田ガレージ、オアシス駐車場、M I Dパーキングの閉鎖に伴い、利用実績に基づいて、駐車場の収容台数を減少させ、併せて駐車場の自動車の出入口の数及び位置を変更させるものである。

駐車場の収容台数の変更（減少）については、利用実績によれば、減少後の収容台数でもピーク時の利用客の在庫台数を満たす台数を確保していることから、周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断するが、敷地内駐車場の入口において入庫待ち渋滞を引き起こしている現状に鑑み、届出者においては、以下の事項を実施していくことが望まれる。

(1) 駐車場及び来退店車両の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、隔地駐車場を含めて770台分を確保しており、利用実績を踏まえると、ピーク時においても駐車場の空き台数があるため、不足が生じる恐れは少ないと考えられるが、敷地内駐車場に利用が集中していることから、一時的とはいえ公道に滞留する実態があり、隔地駐車場への適切な誘導等が課題となっている。

現状、誘導員による提携駐車場への案内や、敷地内駐車場奥への引き込み等により、河原町通における入庫待ち滞留の改善に努めているが、これらの取組を今後も継続するとともに、入庫待ち滞留の原因を究明したうえで、直営駐車場の各階に誘

導員を配置して駐車場奥や上階に来客車両を案内することや、駐車場の駐車料金及び駐車料金サービスの見直し、新たな近隣直営駐車場の確保といった、常態化する滞留の解消に繋がる、より効果的かつ新しい取組を実施することが望まれる。

(2) 地域貢献及び社会貢献に関する取組について

地域清掃活動（河原町通の四条～五条間、八坂神社御旅所）の参加、「Depart de Loop（デパート デ ループ）」回収キャンペーンの実施、未開封の食品を回収し認定NPO法人に届ける「フードドライブ」活動等を実施しており、引き続き積極的な地域貢献及び社会貢献の取組を通じて、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めることが望まれる。